

# 東日本大震災後の防災対策の取組状況における主な法律の一覧

法律名	都市再生特別措置法	災害対策基本法	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
法律の目的	<p>第一条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(以下「都市の再生」という。)を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定及び都市計画の特例並びに都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に基大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等(以下単に「大規模自然災害等」という。))に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり(以下「国土強靱化」という。))の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>
国の計画等	都市再生基本方針	防災基本計画	国土強靱化基本計画
区域等の指定	都市再生緊急整備地域(62地域)[うち特定都市再生緊急整備地域(11地域)]	—	—
地域の計画等	都市再生安全確保計画	防災業務計画・都道府県地域防災計画・市町村地域防災計画	国土強靱化地域計画
計画の内容等	<p>第十九条の十三 都市再生緊急整備協議会は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における潜在者等の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路(以下「退避経路」という。)、一定期間退避するための施設(以下「退避施設」という。)、備蓄倉庫その他の施設(以下「都市再生安全確保施設」という。))の整備等に関する計画(以下「都市再生安全確保計画」という。))を作成することができる。</p> <p>二 都市再生安全確保計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 都市再生安全確保施設の整備等を通じた大規模な地震が発生した場合における潜在者等の安全の確保に関する基本的な方針</p> <p>二 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項</p> <p>三 前号に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項</p> <p>四 都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修(建築物の耐震改修に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第二条第二項に規定する耐震改修をいう。第十九条の十六第一項において同じ。))その他の大規模な地震が発生した場合における潜在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項</p> <p>五 大規模な地震が発生した場合における潜在者等の誘導、潜在者等に対する情報提供その他の潜在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、大規模な地震が発生した場合における潜在者等の安全の確保を図るために必要な事項</p> <p>三 都市再生安全確保計画は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第百二十三号)第二条第九号に規定する防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>四 都市再生安全確保計画は、国の関係行政機関等の長及び第二項第二号、第四号又は第五号に規定する事業又は事務の実施主体として記載された者の全員の合意により作成するものとする。</p> <p>五 協議会は、都市再生安全確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>六 第二項から前項までの規定は、都市再生安全確保計画の変更について準用する。</p> <p>第十九条の十四 都市再生安全確保計画に記載された事業又は事務の実施主体は、当該都市再生安全確保計画に従い、事業又は事務を実施しなければならない。</p>	<p>〇防災業務計画</p> <p>第三十六条 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。</p> <p>二 指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>三 第二十一条の規定は、指定行政機関の長が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。</p> <p>第三十七条 防災業務計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 所掌事務について、防災に関しとるべき措置</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項</p> <p>二 指定行政機関の長は、防災業務計画の作成及び実施にあたっては、他の指定行政機関の長が作成する防災業務計画との間に調整を図り、防災業務計画が一体的かつ有機的に作成され、及び実施されるように努めなければならない。</p> <p>第三十九条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。</p> <p>二 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>三 第二十一条の規定は、指定公共機関が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。</p> <p>〇都道府県地域防災計画</p> <p>第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>二 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(次項において「管轄指定地方行政機関等」という。))の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画</p> <p>三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画</p> <p>三 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。</p> <p>四 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>五 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>〇市町村地域防災計画</p> <p>第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。))は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>二 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第四項において「当該市町村等」という。))の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画</p> <p>三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画</p> <p>三 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。))が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。))について定めることができる。</p> <p>四 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。</p> <p>五 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>六 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>七 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。</p> <p>第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。</p> <p>二 前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。))は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府等で定めるところにより行うものとする。</p> <p>三 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。</p> <p>四 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。</p> <p>五 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。</p>	<p>第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。))を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。</p> <p>第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。</p>

# 東日本大震災後の防災対策の取組状況における主な法律の一覧

法律名	都市再生特別措置法	首都直下地震対策特別措置法	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
法律の目的	<p>第一条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（以下「都市の再生」という。）を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定及び都市計画の特例並びに都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、首都直下地震が発生した場合において首都中核機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中核機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中核機能維持基盤整備地域の指定並びに首都中核機能維持基盤整備等計画の認定及びこれに基づく事業に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び指定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めるとともに、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めるとともに、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>
国の計画等	都市再生基本方針	緊急対策推進基本計画・緊急対策実施計画	南海トラフ地震防災対策推進基本計画
区域等の指定	都市再生緊急整備地域（62地域）	首都直下地震緊急対策区域（1都9県310市区町村）	南海トラフ地震防災対策推進地域（1都2府26県707市区町村）
地域の計画等	<b>都市再生安全確保計画</b>	<b>地方緊急対策実施計画・特定緊急対策事業推進計画</b>	<b>推進計画・対策計画</b>
計画の内容等	<p>第十九条の十三 <b>都市再生緊急整備協議会</b>は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における潜在者等の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路（以下「退避経路」という。）、一定期間退避するための施設（以下「退避施設」という。）、備蓄倉庫その他の施設（以下「都市再生安全確保施設」という。）の整備等に関する計画（以下「<b>都市再生安全確保計画</b>」という。）を作成することができる。</p> <p>2 都市再生安全確保計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>都市再生安全確保施設の整備等を通じた大規模な地震が発生した場合における潜在者等の安全の確保に関する基本的な方針</li> <li>都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項</li> <li>前号に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項</li> <li>都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいう。第十九条の十六第一項において同じ。）その他の大規模な地震が発生した場合における潜在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項</li> <li>大規模な地震が発生した場合における潜在者等の誘導、潜在者等に対する情報提供その他の潜在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項</li> <li>前各号に掲げるもののほか、大規模な地震が発生した場合における潜在者等の安全の確保を図るために必要な事項</li> <li>都市再生安全確保計画は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならない。</li> <li>都市再生安全確保計画は、国の関係行政機関等の長及び第二項第二号、第四号又は第五号に規定する事業又は事務の実施主体として記載された者の全員の合意により作成するものとする。</li> <li>協議会は、都市再生安全確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</li> <li>第二項から前項までの規定は、都市再生安全確保計画の変更について準用する。</li> </ol> <p>第十九条の十四 都市再生安全確保計画に記載された事業又は事務の実施主体は、当該都市再生安全確保計画に従い、事業又は事務を実施しなければならない。</p>	<p>〇地方緊急対策実施計画</p> <p>第二十一条 第三条第一項の規定による緊急対策区域の指定があったときは、その<b>全部又は一部の区域が緊急対策区域である都県</b>（以下「関係都県」という。）の<b>知事</b>（以下「関係都県知事」という。）は、緊急対策推進基本計画を基本として、当該緊急対策区域において実施すべき緊急対策に関する計画（以下「<b>地方緊急対策実施計画</b>」という。）を作成することができる。</p> <p>2 地方緊急対策実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地方緊急対策実施計画の区域</li> <li>地方緊急対策実施計画の目標</li> <li>地方緊急対策実施計画の期間</li> <li>地方緊急対策実施計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一次に掲げる施設等の整備等であって、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る地震防災上緊急に実施する必要があるものに関する事項</li> <li>高層建築物、地下街、駅その他不特定かつ多数の者が利用する施設又は当該施設内におけるエレベーター等の設備のうち、地震防災上その利用者の安全の確保を要するもの</li> <li>工場、事業場等の施設が集積している地域における工場その他の施設又は石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域における石油、高圧ガス等の貯蔵所、製造所その他の施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</li> <li>ハイ及びロに掲げるもののほか、首都直下地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等</li> <li>首都直下地震に係る被害の発生を防止し、又は軽減するための住宅その他の建築物等に係る地震防災対策に関し次に掲げる事項</li> <li>住宅その他の建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することを含む。）の促進その他の建築物の耐震化（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることを含む。）に関する事項</li> <li>住宅その他の建築物の不燃化、延焼の防止その他の火災の発生を防止及び火災による被害の軽減に関する事項</li> <li>延焼の防止、避難路の確保等のための街区の整備に関する事項</li> <li>住居内における安全の確保に関する事項</li> <li>ホ土砂災害及び地盤の液状化の防止に関する事項</li> <li>次に掲げる事項のうち、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る災害応急対策及び災害復旧の円滑かつ確実な実施に必要なもの</li> <li>被災者の救護及び救助の実施に関する事項</li> <li>地震災害が発生した時（以下「地震災害時」という。）における医療の提供に関する事項</li> <li>地震災害時における潜在者等に対する支援に関する事項</li> <li>地震災害時における電気、ガス、水道等の供給体制の確保に関する事項</li> <li>ハ 災害応急対策及び災害復旧に必要な物資の流通に関する事項</li> <li>ヘ 地震災害時における通信手段の確保に関する事項</li> <li>ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項</li> <li>チ 海外からの防災に関する支援の円滑な受け入れに関する事項</li> <li>リ 応急仮設住宅の建設に係る用地の確保に関する事項</li> <li>ヌ 災害廃棄物の一時的な保管場所の確保に関する事項</li> </ol> </li> <li>四 住民等の協働による防災対策の推進に関する事項</li> <li>五 首都直下地震に係る防災訓練に関する事項</li> <li>六 地震防災に関する技術の研究開発に関する事項</li> <li>七 前各号に掲げる事項に係る事業又は事務（以下「事業等」という。）と一体となってその効果を最大化させるために必要な事業等その他の首都直下地震に係る地震防災対策の推進のため前各号に掲げる事項に係る事業等に関連して地域に即して自主的かつ主体的に実施する事業等に関する事項</li> <li>八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策の推進に関し必要な事項で内閣府令で定めるもの</li> </ol> <p>4 前項各号に掲げる事項には、関係都県が実施する事業に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該関係都県以外の者が実施する事業等に係るものを記載することができる。</p> <p>5 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画に当該関係都県以外の者が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。</p> <p>6 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地方緊急対策実施計画に係る緊急対策区域である市町村の長の意見を聴かななければならない。</p> <p>7 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>8 前三項の規定は、地方緊急対策実施計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。</p> <p>〇特定緊急対策事業推進計画</p> <p>第二十四条 <b>特定地方公共団体</b>（関係都県又はその全部若しくは一部の区域が緊急対策区域である市町村（特別区を含む。）をいう。）は、単独で又は共同して、当該特定地方公共団体に係る緊急対策区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、特定緊急対策事業（次節の規定による特別の措置の適用を受ける事業をいう。以下同じ。）の実施又はその実施の促進による首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るための計画（以下「<b>特定緊急対策事業推進計画</b>」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。</p> <p>2 特定緊急対策事業推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>特定緊急対策事業推進計画の区域</li> <li>特定緊急対策事業推進計画の目標</li> <li>前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容</li> <li>第二号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定緊急対策事業の内容及び実施主体に関する事項</li> <li>前号に規定する特定緊急対策事業ごとの次節の規定による特別の措置の内容</li> <li>前各号に掲げるもののほか、第四号に規定する特定緊急対策事業に関する事項その他特定緊急対策事業の実施等による地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項</li> <li>特定地方公共団体は、特定緊急対策事業推進計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び前項第四号に規定する実施主体（以下この章において単に「実施主体」という。）の意見を聴かななければならない。</li> <li>次に掲げる者は、特定地方公共団体に対して、第一項の規定による申請（以下この節において単に「申請」という。）をすることについての提案をすることができる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>当該提案に係る区域において特定緊急対策事業を実施しようとする者</li> <li>前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定緊急対策事業の実施に関し密接な関係を有する者</li> <li>前項の提案を受けた特定地方公共団体は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。</li> <li>特定地方公共団体は、特定緊急対策事業推進計画を作成しようとする場合において、第三十一条第一項の地震防災対策推進協議会が組織されているときは、当該特定緊急対策事業推進計画に定める事項について当該地震防災対策推進協議会における協議をしなければならない。</li> <li>申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>第三項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要</li> <li>第四項の提案を踏まえた申請をする場合においては、当該提案の概要</li> </ol> </li> <li>前項の規定による協議をした場合においては、当該協議の概要</li> </ol> </li> <li>内閣総理大臣は、申請があった特定緊急対策事業推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>緊急対策推進基本計画に適合するものであること</li> <li>当該特定緊急対策事業推進計画の実施が当該特定緊急対策事業推進計画の区域における首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること</li> <li>円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</li> </ol> </li> <li>内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条、次条及び第二十六条第一項において単に「認定」という。）をしようとするときは、特定緊急対策事業推進計画に定められた特定緊急対策事業に関する事項について、当該特定緊急対策事業に係る関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合においては、当該行政機関）（以下この節において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。</li> <li>内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</li> </ol>	<p>〇推進計画</p> <p>第五条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があったときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する<b>指定行政機関</b>（以下「指定行政機関」という。）の<b>長</b>（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項 若しくは第二項 若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号 ロに掲げる機関若しくは同号 ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があった場合にあっては当該事務については当該委任を受けた同条第四号 に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）の長をいう。）及び同条第五号 に規定する<b>指定公共機関</b>（以下「指定公共機関」という。）（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号 に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。））は同条第九号 に規定する<b>防災業務計画</b>において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項</li> <li>南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</li> <li>南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項</li> <li>関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項</li> <li>前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの</li> <li>前項に規定する指定があったときは、災害対策基本法第二十一条に規定する<b>地方防災会議</b>等（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号 に規定する<b>地域防災計画</b>において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項 に規定する<b>防災本部の協議会</b>は同法第三十一条第一項 に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう<b>努めなければならない</b>。この場合において、<b>市町村防災会議</b>（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下同じ。）は、第十二条第一項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。</li> <li>第一項第一号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。</li> <li>推進計画は、基本計画を基本とするものとする。</li> </ol> <p>〇対策計画</p> <p>第七条 <b>推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者</b>（第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、<b>対策計画</b>を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設</li> <li>石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設</li> <li>旅客事業その他一般旅客運送に関する事業</li> <li>前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業</li> <li>第三条第一項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者（第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、当該指定があった日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。</li> <li>対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。</li> <li>対策計画は、当該施設又は事業についての南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。</li> <li>対策計画は、推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。</li> <li>第一項又は第二項に規定する者は、対策計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該対策計画を都府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</li> <li>第一項又は第二項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。</li> <li>都府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。</li> </ol>

# 東日本大震災後の防災対策の取組状況における主な法律の一覧

法律名	都市再生特別措置法	首都直下地震対策特別措置法	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
法律の目的	<p>第一条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことと鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(以下「都市の再生」という。)を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定及び都市計画の特例並びに都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、首都直下地震が発生した場合において首都中核機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中核機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中核機能維持基盤整備等地域の指定並びに首都中核機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めるとともに、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めるとともに、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)、地震防災対策特別措置法(平成七年法律第一百一十号)その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>
国の計画等	都市再生基本方針	緊急対策推進基本計画・緊急対策実施計画	南海トラフ地震防災対策推進基本計画
区域等の指定	特定都市再生緊急整備地域(11地域)	首都中核機能維持基盤整備等地域(千代田区、中央区、港区、新宿区)	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域(1都13県139市町村)
地域の計画等		首都中核機能維持基盤整備等計画	津波避難対策緊急事業計画
計画の内容	(都市再生安全確保計画)	<p>第八条 前条第一項の規定による基盤整備等地域の指定があったときは、その全部又は一部の区域が基盤整備等地域である地方公共団体(以下この章において「関係地方公共団体」という。))は、共同して、基盤整備等地域について、首都直下地震が発生した場合における首都中核機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等に関する計画(以下「<b>基盤整備等計画</b>」という。)<b>を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。</b></p> <p>2 基盤整備等計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 首都中核機能の維持を図るために必要な次に掲げる事項</p> <p>イ ロ(1)から(4)までに掲げる事業(以下「<b>基盤整備事業</b>」という。)を通じた首都中核機能の維持に関する基本的な方針</p> <p>ロ 首都中核機能の維持を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項</p> <p>(1) 電気、ガス、水道等の供給体制に係る基盤の整備に関する事業</p> <p>(2) 情報通信システムに係る基盤の整備に関する事業</p> <p>(3) 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設その他の公益的施設(ハにおいて「<b>公共公益施設</b>」という。)の整備に関する事業</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、首都中核機能の維持を図るために必要な基盤の整備に関する事業</p> <p>ハ ロ(3)及び(4)に掲げる事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、首都中核機能の維持を図るために必要な事項</p> <p>二 滞在者等の安全の確保を図るために必要な次に掲げる事項</p> <p>イ 安全確保施設の整備を通じた滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針</p> <p>ロ 安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項</p> <p>ハ ロに規定する事業により整備された安全確保施設の適切な管理のために必要な事項</p> <p>ニ 安全確保施設を有する建築物の耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二条第二項に規定する耐震改修をいう。)<b>その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項</b></p> <p>ホ 滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項</p> <p>ヘ イからホまでに掲げるもののほか、滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項</p> <p>9 基盤整備事業に関する事項には、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる施設、工作物又は物件(次項並びに第十九条第一項及び第三項において「施設等」という。)のうち、首都中核機能の維持を図るためのものとして政令で定めるものの設置であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。</p> <p>4 関係地方公共団体は、基盤整備等計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第十九条第一項から第三項までにおいて同じ。)<b>及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。</b></p> <p>5 基盤整備等計画は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第九号に規定する防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>6 次に掲げる者は、関係地方公共団体に対して、第一項の規定による申請(以下この条及び次条第一項において単に「申請」という。)をすることについての提案をすることができる。</p> <p>一 当該提案に係る基盤整備等地域において基盤整備事業及び第二項第二号ロ又はニに規定する事業(以下この章において「<b>基盤整備事業等</b>」という。)を実施しようとする者</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る基盤整備等地域における基盤整備事業等の実施に関し密接な関係を有する者</p> <p>7 前項の提案を受けた関係地方公共団体は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。</p> <p>8 関係地方公共団体は、基盤整備等計画を作成しようとするときは、当該基盤整備等計画に定める事項について第十五条第一項の首都中核機能維持基盤整備等協議会における協議をしなければならない。</p> <p>9 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>一 第六項の提案を踏まえた申請をする場合にあつては、当該提案の概要</p> <p>二 前項の規定による協議の概要</p> <p>10 内閣総理大臣は、申請があつた基盤整備等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 緊急対策推進基本計画に適合するものであること。</p> <p>二 当該基盤整備等計画の実施が当該基盤整備等地域における首都中核機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであることと認められること。</p> <p>三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>11 内閣総理大臣は、前項の認定(次項、次条及び第十條第一項において単に「認定」という。)をしようとするときは、基盤整備等計画に定められた基盤整備事業等に関する事項について、当該基盤整備事業等に係る関係行政機関の長(以下この節において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。</p> <p>12 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>第十二条 第十条第一項の規定による特別強化地域の指定があったときは、<b>関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画(以下「<b>津波避難対策緊急事業計画</b>」という。)<b>を作成することができる。</b></b></p> <p>一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業</p> <p>二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業</p> <p>三 集団移転促進事業(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号、以下「<b>集団移転促進法</b>」という。)<b>第二条第二項に規定する集団移転促進事業をい、</b>第十六条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。以下同じ。)</p> <p>四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業</p> <p>2 前項各号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。</p> <p>3 第一項各号に掲げる事項には、関係市町村が実施する事業に係る事項を記載するほか、必要に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。</p> <p>4 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画に関係市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。</p> <p>5 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>6 関係市町村長は、前項の協議をしようとするときは、あらかじめ、都府県知事の意見を聴き、津波避難対策緊急事業計画にその意見を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>7 内閣総理大臣は、第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。</p> <p>8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>9 関係市町村長は、前項ただし書の軽微な変更については、内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>第十三条 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業(以下この条において「<b>津波避難対策緊急事業</b>」という。)のうち、別表に掲げるもの(当該津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項において同じ。)に要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「<b>国の負担割合</b>」という。))は、当該津波避難対策緊急事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。</p> <p>2 津波避難対策緊急事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、前項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該津波避難対策緊急事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。</p> <p>3 国は、津波避難対策緊急事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。</p> <p>第十四条 国は、第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設の整備に関し、必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。</p>